



旭川市事業継続支援金 (エネルギー価格高騰分)

コロナの影響で売上高が減少していることに加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内事業者の皆さまに対し、旭川市が支援金を給付します。

2022年12月1日以降、継続して本店所在地（個人事業者の場合は自宅住所）が旭川市内にあり、次の2つの要件をいずれも満たしていること

給付要件等

要件① [売上要件]

2021年11月～2023年4月までのいずれかの月の売上が、
2018年11月～2020年3月までの同月比で**20%以上減少**



要件② [エネルギーコスト要件]

2022年12月～2023年4月までのいずれかの月に、事業のために支払った**エネルギーの単価**が、
2021年12月～2022年11月までのいずれかの月の**単価よりも増加**

給付額

法人

5万円

個人事業者

2万5千円

事業者単位の給付となります。店舗などの事業所単位ではないのでご注意ください

「道内事業者等事業継続緊急支援金*」の受給状況によって、申請方法や提出書類が異なりますのでご注意ください。

* 以下、「道支援金」という

申請方法

道支援金(エネルギー価格高騰分)を受給した方

新たに申請は不要です。

7月上旬に「基本情報及び振込先口座確認書」を郵送します。
基本情報や口座情報に変更がある場合は、必要書類を添付し期日までに返送ください。

返送期限(変更がある方のみ)：
2023年7月21日(金) 必着

道支援金(エネルギー価格高騰分)を受給していない方

新たに申請が必要です。

市が申請受付・審査を行います。
申請方法や提出書類の詳細については、市ホームページまたは下記QRコードにてご確認ください。

申請受付期間：
2023年7月5日(水) ~9月29日(金) 必着

案内

申請書
様式の
設置場所

- ・旭川市ホームページ
- ・旭川市第三庁舎 1階玄関内
- ・道の駅あさひかわ 24時間トイレ側出入口

市HP



担当

旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係 TEL: 0166-25-7042(直通)
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎 3階 (平日8:45~17:15)